

資格認証委員会運営細則

2004年12月17日制定

2006年2月2日改定

2025年10月1日改定

第1条 (目的)

本規程は、資格制度規程第4条第3項の定めにより、資格認証委員会の運営に係る細則を定めることを目的とする。

第2条 (資格認証委員会の機能)

1. 資格認証委員会は、次の事項を審議し、執行する。

(1) 資格認証委員会の運営に係る事項

i) 管理会計に係る事項

(ア) 予算

(イ) 決算

(ウ) 会計管理

ii) 人材等資源の管理

(2) 資格制度の運用

i) 関連規定類の整備

ii) 資格登録、更新、取消等の運用

(3) 監査人資格に係る認証

i) 資格制度運営細則に定める以下の監査人資格の認証

(ア) 情報セキュリティ監査人補

(イ) 公認情報セキュリティ監査人

(ウ) 公認情報セキュリティ主任監査人

(エ) 情報セキュリティ監査アソシエイト

ii) 資格制度運営細則附則2条に定める内部監査人の能力認定

(4) 研修・トレーニングに係る認定

i) 研修コースの認定

ii) トレーニングコースの認定

- iii) 研修・トレーニング講師の認定
  - iv) 研修・トレーニングコース修了試験委員の認定
  - v) 外部研修実施機関の認定
- (5) 異議申し立て・苦情への対応
2. 以下の変更に関して審議し、理事会上程について幹事会に付議する。
- (1) 定款に係わる事項
    - i) 定款改定が必要となる事項
    - ii) 定款の解釈に係わる事項
  - (2) 年度の事業計画や予算に係わる事項
    - i) 当年度の予算執行に係わる事項
    - ii) 次年度以降の事業計画に係わる事項
  - (3) 次期資格認証委員会委員候補者に係る事項
  - (4) その他年度資格制度の適正な運営に係わる重要事項
3. 認証活動の公平性のマネジメントシステムの構築・運用を行う。
- なお、認証活動は、本条第1項(3) i) のための審査に係る活動とする。

### 第3条 (委員会の運営)

- 1. 委員の中から互選により委員長を1名、副委員長を若干名選任する。
- 2. 委員長は、資格認証委員会を代表し、その業務を総理する。
- 3. 委員長に事故あるときは、出席委員の互選により委員長代行を選任し、委員長代行が委員長業務を執行する。

### 第4条 (認証活動の公平性)

資格認証委員会はJIS Q 17024に準拠したマニュアルを整備し、公平な認証活動を行う。

### 第5条 (資格認証委員会の開催)

資格認証委員会は、次に掲げる場合に開催する。

- 1. 原則として1ヶ月に1回の定期開催
- 2. 委員長が必要と認めたとき
- 3. 委員総数の3分の1以上から招集の請求があったとき

### 第6条 (資格認証委員会の定足数と招集)

- 1. 資格認証委員会の定足数は、委員総数の過半数とする。
- 2. 資格認証委員会は委員長が招集する。
- 3. 資格認証委員会を招集するときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面により、開催の日の3日前までに通知しなければならない。

4. 前項の通知は、各委員からあらかじめ届け出られた電子メールアドレスに対して、前項の事項を記載した電子メールを送付することにより行うことができる。

#### 第7条（資格認証委員会の審議）

1. 資格認証委員会における審議事項は、前6条3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2. 資格認証委員会は委員長が議事を司る。
3. 資格認証委員会の議事は、合議制とする。ただし、意見が分かれた場合には、委員長及び次4項の者を除く出席委員総数の過半数をもって決する。なお、可否同数のときは委員長の決するところによる。
4. 資格審査の審議において、審査対象者と以下の i 又は ii に該当する委員は、当該対象者の審議に参加することができない。
  - i) 利害関係がある者
  - ii) 面接試験官として試験を実施した者
5. 委員長は、審議に先立って委員と審査対象者との関係を確認し、前4項に該当する者を特定し、議事録にその者が審議に参加しなかったことを記録しなければならない。
6. 前4項に該当する委員は、審議に先立ってそのことを申告しなければならない。

#### 第8条（資格認証委員会の表決権等）

1. 各委員の表決権は、一委員一票とする。
2. やむを得ない理由のため資格認証委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決し、又は委員の代理人に表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した委員は、前条及び次条第2項の適用については、資格認証委員会に出席したものとみなす。

#### 第9条（資格認証委員会の議事録）

資格認証委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。なお、議事録については資格認証委員会委員及び事務局のみを関係者とする「関係者外秘」情報として取扱うとともに、善良なる管理者の注意をもって保管管理し、第三者に譲渡、提供、開示等しないものとする。

1. 日時及び場所
2. 委員総数及び出席者数（書面又は電子メールによる表決者にあつては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果（第7条4に定める事項を含む）

5. 審査の資料は、資格登録が抹消されてから3年間保存した後、機密性を確保した方法で廃棄する。

#### 第10条（メールによる資格認証委員会の審議）

1. 次に掲げる場合、資格認証委員会の審議をメールにより行うことができる。
  - i) 第11条に定める資格審査を除き、緊急を要するもので、委員長が必要と認めたととき。
  - ii) 第11条に定める資格審査を除き、資格認証委員会にて、メールによる審議を要請されたとき。
  - iii) 第11条に定める資格審査において条件付で判定が行われ、その後に条件の確認をメールで行うと決議された場合。
2. メールによる資格認証委員会の審議は、以下の手順で行う。
  - i) 審議事項は事務局で纏め、委員長の承認のもと、登録されているメールアドレスに送付する。
  - ii) 委員は、送付日から1週間以内、又はそのメールに記載された期日までに可否を回答する。但し、それまでに回答が無い場合は、承認したものとみなす。
  - iii) 議事結果は、事務局より3日以内にメールにて簡易報告し、次回の資格認証委員会で書面を持って正式に報告する。
3. メールによる資格認証委員会の議事は、委員長を除く委員総数の過半数を持って決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
4. その他表決権や議事録に関しては、前第8条及び第9条の定めに基づき準ずるものとする。

#### 第11条（資格審査）

1. 資格審査の情報は、資格制度運営細則において定められた申請書及び添付資料及び資格維持ポイントに係る届出資料に記載されたものと、本細則第12条に定める資格試験の結果とする。
2. 申請者が資格制度運営細則第15条及び該当する場合には第17条に定める手数料を収めている又は収めることが確実である場合に、審査の対象とする。
3. 資格審査の情報が認証決定の目的に合致しており、苦情等の際に審査が適正に行われたことを証明できることを確実にするため、情報が不十分と認められる場合には、申請書等の修正を申請者に要請する。
4. 資格審査は、本条第1号の情報に基づき、資格制度運営細則第2条から第12条に定める認証スキームが規定する要件を満たしているか判定する。
5. 資格認証委員会は、資格取得を申請した者が前4号において、要件を全て満たしていると判定した場合に合格とする。合格判定を受けた申請者に対して、協会は合格証明として資格登録証を、速やかに発行する。

6. 資格認証委員会は、資格維持手数料の未払いや資格更新時点で申請を行わなかった者について審議し、資格辞退と見なすことができる。
7. 審査委員会の審議の結果、懲戒処分が相当とされた資格保有者については、資格認証委員会で審査委員会の決定内容を確認したうえで、処分を決定し、当人に通知する。
8. 資格認証委員会の審査結果は、速やかに申請者又は資格保有者に連絡する。
9. 資格認証委員会は、選任された資格認証委員が審査に必要な知識を有していることを確実にするために、審査に先立って認証プロセスに関する説明を行う。ただし、再任された委員はその限りではない。
10. 本条で規定する資格審査は資格認証委員会のみが行い、外部委託をしてはならない。

#### 第12条（資格試験）

1. 申請者の資格能力を評価するための試験（以下、「資格試験」という）を公平に実施するため、試験小委員会を設置する。
2. 試験小委員会委員の構成は、以下のとおりとする。
  - i) 委員会は、中立的な立場の者とする。なお、資格認証委員が試験小委員を兼務することはできない。協会認定研修・トレーニング講師であった者は、その資格を返上してから2年間は資格認証委員会委員に就任することができない。
  - ii) 委員は5名以上とする。
  - iii) 委員は資格認証委員会が選任し、うち1名を小委員会委員長に指名する。
  - iv) 委員の任期は資格認証委員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。他の委員の任期途中で新たに加わった委員の任期は、他の委員の任期の残余期間とする。
3. 試験小委員会は、JIS Q17024の定めるところに従って、資格試験等を実施し、その結果に責任を負う。
4. 試験小委員会の運営及び資格試験に関する詳細は別途定める。

#### 第13条（研修・トレーニングコース）

1. 協会認定研修・トレーニングコースの品質を維持するために、研修・トレーニング小委員会を設ける。
2. 研修・トレーニング小委員会の構成は、以下のとおりとする。
  - i) 委員は、研修・トレーニングコースの品質を維持する力量を持つ者とする。
  - ii) 委員は5名以上とする。
  - iii) 委員は資格認証委員会が任命し、うち1名を小委員会委員長に指名する。
  - iv) 委員の任期は資格認証委員の任期と同じとする。ただし、再任を妨げない。他の委員の任期途中で新たに加わった委員の任期は、他の委員の任期の残余期間とする。委員の任期は資格認証委員の改選の日までとする。
3. 研修・トレーニング小委員会の運営は別途定める。

4. 研修・トレーニングの提供が資格審査に影響を与えないように業務プロセスを設計し、運用する。

#### 第14条（異議申し立て・苦情への対応）

異議申し立て・苦情への対応のプロセスは別途定めると共に、資格認証委員会が必要と認める範囲を公開する。

なお、異議申し立ての提出、調査及び異議申し立てに関する決定が、申立者に対する差別的行動につながってはならない。

#### 第15条（マネジメントシステム）

資格認証における公平性を確保するため、資格認証委員会の全ての活動を対象範囲とするマネジメントシステムを導入する。

#### 第16条（認証事業評価委員会での評価）

1. 資格認証委員会は認証事業評価委員会が定めるところに従って、委員会の活動内容を報告し、公平性に関する評価を受ける。
2. 認証事業評価委員会が公平性の観点から改善を指示した場合には、資格認証委員会はその指示に従わなければならない。

#### 第17条（規程の変更）

本規程の改定は資格認証委員会の議決による。

#### 第18条（その他）

本規程に定めのない事項については資格認証委員会において別途定める。

附則 本規程は、2004年12月17日より適用する。

本規程は、2006年2月2日より改定する。

本規程は、2025年10月1日より適用する。